

## 第 324 回月例会報告・報告概要

開催日：2014 年 5 月 17 日

報告者：吉田興平（弁護士、栄光綜合法律事務所）

テーマ：反社会的勢力を契約当事者とする契約について

報告者コメント：反社会的勢力を契約当事者とする契約に関する最近の裁判例を分析し、どのような点が問題になっているのか整理して報告します。反社会的勢力排除に向けて企業がどのような方策をとれるのかについても考えていきたいと思います。

---

### 報告概要

#### 第 1 契約締結前の問題

##### 1 契約締結に関する暴力団排除条例の規定

###### 暴力団排除条例

大阪府暴排条例§14Ⅲ、東京都暴排条例 § 24Ⅲ →利益供与の禁止

###### (1) 「利益供与」にあたりうるもの

大阪府の事例＝月極駐車場の賃貸借、レンタカーの賃貸借、複写機レンタルなど  
→適法かつ相当大過の支払いがある場合まで広く含まれる。

###### (2) 「正当な理由がある場合」にあたるもの

###### ・法令上の義務の履行

→電気、ガス、水道の供給契約、医師の診療契約

→刑事弁護契約は法令上の義務があるといえるか。民事上の紛争についてはどうか？

###### ・情を知らないでした契約に係る債務の履行

###### (3) 契約締結を拒絶することの適法性

【判例】大阪高判平成 25・7・2 裁判所ウェブサイト 詐欺被告事件

<http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?hanreiid=83955&hanreiKbn=03>

→取引拒絶規定の行政指導に基づく公的な性質を認めた上、その必要性・合理性を認める（憲法§22 I 関連）

##### 2 審査業務（データベースの構築と個人情報保護法との関係）

①取得段階 本人への利用目的の通知・公表は不要（個人情報保護法 § 18Ⅳ①②）

②利用段階 他の目的により取得した情報の利用可（個人情報保護法 § 16Ⅲ②）

③提供段階 同意なしの第三者提供可（個人情報保護法 § 23 I ②）

④保有段階 データなしで回答可

#### 第 2 契約締結後の問題

##### 1 暴力団排除条項による解除

###### (1) 規定例

###### (2) 暴力団排除条項に基づく解除の有効性

【判例】大阪地判平成 23・8・31 金法 1958・118

##### 2 錯誤無効の主張

【判例】広島地判平成 22・4・13 判時 2145・58 結婚式場の利用契約

【判例】東京地判平成 24・12・21 金商 1421・48 建物請負契約

### 第3 反社会的勢力による契約締結と詐欺罪の成否

【判例】最判平成 26・3・28 裁判所ウェブサイト 平成 25（あ）911、同 3 否定例

<http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?hanreiid=84156&hanreiKbn=02>

<http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?hanreiid=84091&hanreiKbn=02>

【判例】最決平成 26・3・28 裁判所ウェブサイト 平成 25（あ）725 肯定例

<http://www.courts.go.jp/search/jhsp0030?hanreiid=84098&hanreiKbn=02>

### 第4 雇用契約の問題

【判例】仙台地判昭和 60・9・19 判時 1169・34

以 上